

# 和歌山縣報

號 外

大正二年六月十五日

○縣 令

○和歌山縣告示第二百三十六號

明治三十三年<sup>三</sup>和歌山縣告示第七十三號中和歌山縣金庫縣廳支金庫ハ本月十五日限り廢止ス但本月十六日以降當縣廳構内へ和歌山縣本金庫ヲ派出セシメ本金庫同様出納事務ヲ取扱ハシム  
和歌山縣金庫縣廳支金庫ニ拂込ヲ指定シタル徵稅令書納入告知書ヲ受ケ未タ拂込ヲ了セサル者及仕拂ヲ同支金庫ニ指定シタル仕拂通知書引出切符ヲ交付セラレ未タ現金拂渡ノ請求ヲ爲サル者ハ本月十六日以降和歌山縣本金庫又ハ其ノ派出所ニ現金ノ拂込ヲ爲シ若ハ現金拂渡ノ請求ヲ爲ス  
ヘシ

大正二年六月十五日

和歌山縣知事 川村竹治

